

## 有田・武雄・嬉野地区 PR 動画制作業務 仕様書

### 1. 業務の概要

#### (1) 目的

佐賀県有田町、武雄市、嬉野市の3市町が地域のひと・もの・ことを再発掘し、広域連携・共有によるまちづくりを進めるために令和元年に設置した有田・武雄・嬉野地区連携会議（以下、本連携会議という。）において、3市町エリアの魅力をPRする動画を制作し発信することで、エリアの認知度を高め、観光や移住などのきっかけをつくり、広域連携によるまちづくりの展開を図りたい。

#### (2) 名称

有田・武雄・嬉野地区 PR 動画制作業務

#### (3) 内容

有田町、武雄市、嬉野市の3市町のエリアとしての魅力を発信し、3市町の認知度向上を図るためにPR動画を下記のとおり制作する。

ア 有田町、武雄市、嬉野市の魅力が伝わる動画とする

イ インターネットや駅等のデジタルサイネージ、イベント等で利用できる15秒動画を横型及び縦型の2種類制作する

ウ 上記イの他、目的達成に効果的であると本連携会議が認める動画等 ※規格は問わない

#### (4) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月24日（火）までとする。

### 2. 成果品

#### (1) 納品

本業務は制作動画の納品をもって完了とする。納品先は下記とする。

納品先 有田・武雄・嬉野地区連携会議事務局（武雄市 企画政策課）

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番10号 TEL 0954-23-9325

#### (2) 著作権等

受託者が本業務委託により新たに制作した制作物、著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、本連携会議に帰属するものとし、本連携会議に権利が帰属するこれらの制作物について、本連携会議及びその構成員はホームページや印刷物などに無償で二次利用できるものとし、それを妨げないものとする。但し、前述の記載は著作者人格権の行使を妨げるものではない。

### 3. 留意事項

- (1) 受託者は業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、本連携会議と協議の上、その一部を委託することができる。
- (2) 受注者は著作権、肖像権などの権利を侵害しないよう十分留意する。
- (3) 受託者は業務のために収集した資料、情報等は許可なく漏洩してはならない。
- (4) 本仕様書について疑義が生じた場合は、別途本連携会議と協議するものとする。
- (5) 本仕様書に明記のない事項その他不明な点については、本連携会議と協議の上、決定する。

### 4. 連絡先

有田・武雄・嬉野地区連携会議 事務局（武雄市企画政策課内）

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番10号

TEL 0954-23-9325

MAIL kikaku@city.takeo.lg.jp